

平成21年11月

ご連絡先：熊本市新屋敷 3-12-16

電話/096-363-2017

Fax/096-202-2380

e-mail: saeki.sr@san.bbiq.jp

さえき社労士事務所便り

税制改正で家計への影響は？

◆「扶養控除」の廃止・縮小と「給与所得控除」の上限設定

政府税制調査会では、現政権の目玉施策である「子ども手当」や「公立高校の授業料無償化」などの家計支援とのバランスをとるため、所得税の見直しによる増税を模索し始めています。

来年度の見直し案として浮上しているのが「一般の扶養控除の廃止」、「特定扶養控除の縮小」と「給与所得控除の上限設定」といったものです。

◆具体的には？

来年度から支給が始まる予定の「子ども手当」（中学校卒業までの子ども1人あたり月2万6,000円〔初年度は半額〕の手当）との見合いで、所得金額から扶養親族1人あたり38万円を差し引く「一般の扶養控除」の廃止はすでに固まっているようです。

また、16歳から22歳の高校生や大学生等の特定扶養親族がいる場合、1人あたり63万円を差し引いていた「特定扶養控除」は、公立高校の授業料無償化案に連動して、縮小が検討されています。

さらに、給与収入から一定額を差し引く「給与所得控除」に上限を設けることで、所得税の重要な機能である所得の再分配の効果を高めるとしています。

◆増税の負担が重くなる家庭も

これらのことから、成年の扶養家族や大学生・浪人生を抱える家庭では、「子ども手当」や「公立高校の授業料無償化」の恩恵は受けられず、一般扶養控除・特定扶養控除だけが廃止・縮小となり増税は免れないこととなります。特定扶養控除の額を仮に38万円に縮小した場合、高校生の子も2人いる課税所得700万円の家庭においては、所得税で年間約11万5,000円の負担増に、全廃した場合には約29万円の負担増になると試算されています。また、給与所得控除に上限を設ければ、高額所得者はさらに負担が増えることとなります。

雇用や景気に不安が続く中、サラリーマン家庭の増税を急げば、これらの控除見直しに対する反発は免れないでしょう。「子どもを社会全体で育てていく」という考えは必要ですが、それに伴う財源の確保については慎重な検討が求められます。